裁判員休暇規程

第１条（目　的）

　この規程は、当社従業員が裁判員候補者もしくは裁判員等に選任された際に、安心して同制度に参加し、その責務を果たすことができるように、通常の年次有給休暇とは別枠で付与する裁判員休暇の取り扱いを定めたものである。

第２条（対象者）

　裁判員休暇の対象は、全従業員（嘱託社員、パートタイマーを含む）とする。

第３条（取得事由および日数）

　従業員が以下の各号のいずれかに該当し，当該従業員から請求があった場合、会社は裁判員休暇を付与する。

　①裁判員候補者として通知を受け、裁判所に出頭するとき

　②裁判員として選任を受け，裁判審理に参加するとき

２．裁判員休暇の付与日数は、裁判員候補者や裁判員として裁判所に出頭するために必要な日数とする。

第４条（給与の取り扱い）

　裁判員休暇期間中は、所定労働時間労働した際に支払われる通常の賃金を支給する。

第５条（休暇取得の手続き）

　裁判員休暇を取得する際には、事前に所定の様式により会社に申請しなければならない。

２．裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したり、裁判員として職務に従事した際には、

　出社後遅滞なく、裁判所が発行する証明書等を提出しなければならない。

付　　則

この規則は令和　　年　　月　　日から施行する。